（電子情報処理組織の使用の特例）

第五十二条の四　電子申請等に係る電子情報処理組織（情報通信技術利用法第三条第一項に規定する電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）の停止（あらかじめ停止する旨を公表している場合を除く。）その他やむを得ない事由により、法及びこれに基づく命令の規定による申請又は届出の期間内に電子情報処理組織を使用して申請又は届出を行うことが著しく困難と認める場合は、当該各規定にかかわらず、総務大臣の指定する方法により、その申請又は届出をすることができる。

2　総務大臣は、前項の規定により指定した方法について、インターネットの利用その他の方法により公表する。

別表第二号の二の二　（第11条の２の３関係）

無線局の種別	情報提供項目
1　地上基幹放送局及び地上基幹放送試験局（８の項に掲げる無線局を除く。）	1　免許規則別表第六号の様式の以下の欄に記載された事項 ［(1)・(2)　略］ 2　免許規則別表第二号の二第１の様式の以下の欄に記載された事項 ［(1)・(2)　略］ (3)　送信機の欄のうち ［ア～エ　略］ ［削る］ オ　適合表示無線設備の番号の欄 ［(4)～(11)　略］
2　衛星基幹放送局及び衛星基幹放送試験局（８の項に掲げる無線局を除く。）	1　免許規則別表第六号の様式の以下の欄に記載された事項 ［(1)・(2)　略］ ［２　略］
3　人工衛星局及び宇宙局（９の項に掲げる無線局を除く。）	1　免許規則別表第六号の二の様式の無線設備の設置場所又は移動範囲の欄に記載された事項 ［２　略］
4　固定局（９の項に掲げる無線局を除く。）	1　免許規則別表第六号の二の様式の無線設備の設置場所又は移動範囲の欄に記載された事項 2　免許規則別表第二号の二第３の様式の以下の欄に記載された事項 ［(1)・(2)　略］ (3)　送信機の欄のうち ［ア～カ　略］ キ　適合表示無線設備の番号の欄 ［(4)～(15)　略］

［新設］

別表第二号の二の二　（第11条の２の３関係）

無線局の種別	情報提供項目
1　［同左］	1　免許規則別表第五号の様式の以下の欄に記載された事項 ［(1)・(2)　同左］ 2　免許規則別表第二号の二第１の様式の以下の欄に記載された事項 ［(1)・(2)　同左］ (3)　送信機の欄のうち ［ア～エ　同左］ オ　検定番号の欄 カ　技術基準適合証明番号の欄 ［(4)～(11)　同左］
2　［同左］	1　免許規則別表第五号の様式の以下の欄に記載された事項 ［(1)・(2)　同左］ ［２　同左］
3　［同左］	1　免許規則別表第五号の二の様式の無線設備の設置場所又は移動範囲の欄に記載された事項 ［２　同左］
4　［同左］	1　免許規則別表第五号の二の様式の無線設備の設置場所又は移動範囲の欄に記載された事項 2　免許規則別表第二号の二第３の様式の以下の欄に記載された事項 ［(1)・(2)　同左］ (3)　送信機の欄のうち ［ア～カ　同左］ キ　技術基準適合証明番号の欄 ［(4)～(15)　同左］